

東かがわ市告示第 11 号

東かがわ市配偶者からの暴力被害者を対象とした市営住宅の一時使用取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 2 月 13 日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市配偶者からの暴力被害者を対象とした市営住宅の一時使用取扱要綱の一部を改正する告示

東かがわ市配偶者からの暴力被害者を対象とした市営住宅の一時使用取扱要綱（平成29年東かがわ市告示第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(使用者の資格)	(使用者の資格)
第5条 略	第5条 一時使用市営住宅を使用できる者は、次の各号のすべてに該当する配偶者からの暴力被害者であること。
(1) 略	(1) 略
(2) 略	(2) 次のいずれかに該当する者
ア・イ 略	ア・イ 略
ウ 法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申し立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者	ウ 法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申し立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者
(3) 略	(3) 略

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。